

野田市郷土博物館及び野田市市民会館指定管理者候補者  
選定委員会（フォローアップ）会議録概要

開催日時	平成30年3月19日（月）午後2時10分から午後2時45分まで
開催場所	野田市役所3階 321会議室
出席委員	副市長（委員長）、総務部長（副委員長）、企画財政部長、生涯学習部長、 行政管理課長、管財課長
欠席委員	無し
事務局	社会教育課、行政管理課

1 開会

<委員長より開会の言葉>

2 議事

野田市郷土博物館及び野田市市民会館指定管理者特定非営利活動法人野田文化  
広場に対する行政手続法第36条の3及び野田市行政手続条例第35条の2の  
規定による処分等を求める申出書への対応について

<事務局より申し入れ書に対する指定管理者の見解並びに訴訟への影響及び誹謗  
中傷の内容についての顧問弁護士への確認結果を説明>

○ 申し入れ書に対する指定管理者の見解は、誹謗中傷と考えている箇所が2か所  
存在するため、この2か所を申出人に示し、原稿の修正を求めることを考えてい  
るとのことである。なお、申出人が修正しない場合は投稿規定に基づき掲載しな  
いとのことである。

○ 訴訟への影響及び誹謗中傷の内容についての顧問弁護士の意見は、誹謗中傷と  
している部分は係争の内容に含まれていないため、誹謗中傷の内容を示して修正  
を求めることは訴訟に影響はないとのことである。また、誹謗中傷の内容につい  
ては、指定管理者と同じ見解とのことである。

<審議の概要>

○ 説明のとおりであれば誹謗中傷の内容を示すべきである。教育委員会としては、  
いつまでにという期限を区切って示すよう指導した方がいい。

○ なぜ、前回の委員会から一月以上も期間が経過したのか。

→ 2月14日に指定管理者から申し入れ書に対する見解の提出があり、その後、

顧問弁護士に訴訟への影響を確認することに時間を要し、本日となってしまった。

○ 申出書に対する回答の期限はあるのか。

→ 期限はない。ただし、できるだけ早く回答したいとは考えている。

○ 教育委員会の対応も遅いのではないか。今後は気を付けるようにすること。

<審議の結果>

誹謗中傷の内容を期限を区切って示すよう指導するよう決定

### 3 閉会